

新緑町四ノ二九小高利一オニテ策動シ中ノ一般労働組合ヲ
強労働者組合ノ應援ヲ委ケハトシツ、アリ

一 警察事故

一 幸議團員五名、應援二名、計七名ハ工場事務所ニ於テ事業主
ニ面會ヲ強要シ喧噪シテ去ラヌ十一月十四日午前零時十分於
村元外六名(全員)所轄前橋四番ニ檢束
右及申(通)報候也

(新記)

要求書

- 一、二階二名の職首を取消す事
- 一、見習職工最低賃金八十銭とする事
- 一、就業時間を午前七時より午後五時迄とする事
- 一、臨時手当六割を支給する事
- 一、位上人の食費三千銭とし寢具を交換する事
- 一、位上人の就業時間分の行動の自由を認める事
- 一、職首手当三ヶ月分支給の事
- 一、幸議中の日給全額支給の事
- 一、幸議費用全額支給の事
- 一、幸議解決後此の幸議に關し絶対犧牲者を出さざる事

昭和六年十一月九日

井出幸議團員一同